

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程

(平成13年3月30日議会告示第1号)
改正(平成18年3月31日議会告示第1号)
改正(平成21年3月31日議会告示第2号)
改正(平成21年7月10日議会告示第4号)
改正(平成24年3月23日議会告示第1号)
改正(平成24年12月28日議会告示第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用方針)

第2条 議長は、条例第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費に関し、運用方針を定めるものとする。
2 会派及び議員は、政務活動費の支出に当たっては、前項の運用方針を尊重しなければならない。

(会派結成届等)

第3条 条例第6条第1項に定める会派結成届の様式は、別記第1号様式によるものとする。
2 条例第6条第2項に定める会派異動届の様式は、別記第2号様式によるものとする。
3 条例第6条第3項に定める会派解散届の様式は、別記第3号様式によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第4条 条例第7条に定める様式は、別記第4号様式によるものとする。

(領収書等の写しの添付)

第5条 条例第9条第4項の規定による領収書その他の支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しの添付は、領収書等の写しを別記第5号様式に貼付し、別に定める書類を添付して行わなければならない。
2 領収書等の取得が困難な場合は、別記第6号様式の支払証明書の添付をもって、条例第9条第4項の規定による領収書等の写しの添付に代えることができる。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを、別記第7号様式により知事に送付するものとする。

(議長の調査)

第7条 議長は、条例第10条第1項の規定により、収支報告書等の確認を行うとともに、条例第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行う。
2 前項の確認及び調査等（収支報告書に係るものを除く。）は、年2回以上行うものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過す

る日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第9条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧（以下「報告書等の閲覧」という。）は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過した日の翌日からすることができる。

2 報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、勤務時間中にしなければならない。

3 報告書等の閲覧をする者は、当該報告書等を前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 報告書等の閲覧をする者は、当該報告書等を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

5 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、報告書等の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日議会告示第1号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書等の提出及び閲覧について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日議会告示第2号）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）の提出について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る領収書等の写しの提出については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月10日議会告示第4号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日議会告示第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日議会告示第3号）

この規程は、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第135号）の施行の日から施行する。

別記第1号様式（第3条第1項関係）

年 月 日

北海道議会議長様

会派名

代表者

印

会派結成届

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名
別紙名簿のとおり

別記第2号様式（第3条第2項関係）

年 月 日

北海道議会議長様

会派名

代表者

印

会派異動届

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所 属 議 員 数		
異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

別記第3号様式（第3条第3項関係）

年 月 日

北海道議会議長様

会派名

代表者

印

会派解散届

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

年 月 日

北海道知事様

北海道議会議長 印

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について別紙のとおり通知します。

別記第5号様式（第5条第1項関係）

領収書等添付票

整理番号	
使途項目	調査研究費 研修費 広聴広報費 要請陳情等活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 事務所費 事務費 人件費
	(細目)

領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの貼付欄

領収書等金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
	／	
円	%	円

(注) 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分の率及び政務活動費の支出額をそれぞれの該当欄に記入すること。

別記第6号様式（第5条第2項関係）

支 払 証 明 書

使途項目	支払年月日	支払金額	支払先	摘 要

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 { 会派にあっては名称及び
代表者名、議員にあって
は議員名 } 印

年 月 日

北海道知事様

北海道議会議長 印

政務活動費収支報告書等（写）の送付について

北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する規程第6条の規定により、〇〇年度政務活動費収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

なお、北海道議会の会派及び議員の政務活動費に関する条例第11条に定める残余が次のとおり生じたので併せて通知します。

記

1 会派に係る政務活動費の残余

会派の名称	残余に相当する額

2 議員に係る政務活動費の残余

氏名	残余に相当する額

()内は該当ある場合に通知する。